

2019年6月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

職場でのパワハラ防止法が成立！！

就業環境改善のため、職場でのパワーハラスメント防止対策の法制化を内容とする労働施策総合推進法の改正を含む『女性活躍推進法等改正法』が5月29日に成立しました。

改正法の内容

◆ハラスメント対策の強化

- ①国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記。
- ②パワハラ防止対策の法制化
 - ・事業主に対して、相談体制の整備等パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務を新設。
 - ・パワハラに関する労使紛争を、都道府県労働局長の紛争解決援助、紛争調整委員会の調停対象とする。
- ③セクハラ等の防止対策の強化
 - ・セクハラ等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
 - ・労働者が事業主にセクハラやパワハラ、マタハラ等について相談したこと等を理由とする事業主により不利益な取扱いを禁止する。

児童虐待防止の法律案が衆院で可決

児童虐待防止を主な内容とする『児童福祉法等改正案』が5月28日、衆議院で可決され、今国会中に成立する見込みとなりました。

法案の主な内容

◆児童の権利擁護

- ①親権者や児童福祉施設の長による児童へのしつけ等に際する体罰の禁止の明確化。
- ②都道府県（児童相談所）の責務として、児童の安全確保を明文化。
- ③児童福祉審議会が児童に意見聴取する際は、その児童の状況・環境等に配慮する。

◆児童相談所の体制強化

- ①一時保護等の介入的職員と保護者支援を行う職員を分離する。
- ②都道府県による弁護士等の常時配置（またはそれに準ずる措置）、児童相談所への医師・保健師の配置。

◆関係機関間の連携強化

- ①学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員に対する職務上知り得た児童に関する秘密の保持義務。
- ②児童虐待防止対策とDV対策との連携の強化

◆児童虐待を行った保護者への対応

- 都道府県・児童相談所長への、児童虐待を行った保護者への再発防止に関する指導等の努力義務。

幼稚園等（3～5歳）実質完全無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する『子ども・子育て支援法改正法』が5月10日、成立しました。

改正法の内容

◆子育てのための施設等利用給付の創設

- ①以下の子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給する
 - ・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。
 - ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性がある子どもを対象とする。
 - ②本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。
- ※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園・幼稚園・保育所等については「子ども・子育て支援法施行令」を、就学前の障害児の発達支援については「児童福祉法施行令」をそれぞれ改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

大学等の授業料・入学金の免除・減額！

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、大学等における修学の支援を行い経済的負担の軽減を図る『大学等修学支援法』が5月10日、成立しました。

法律の主な内容

◆授業料等減免制度の創設

- ①特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難がある学生に対し、大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）は授業料及び入学金を減免する。
- ②減免費用は、国又は地方公共団体が負担する。
- ③支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。
- ④授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）を行う。

◆学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- ①日本学生支援機構が行う学資支給を拡充する。
- ②不正受給に対する徴収金の額の引上げを行う。
- ③政府から機構への学資支給費用の補助を規定。

◆その他

- 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

森林環境税・森林環境譲与税の法制化

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る観点から森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するための『森林環境税・森林環境譲与税法』が3月27日、成立しました。

法律の主な内容

◆森林環境税の創設

- ①国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。
- ②税額は年額1,000円とする。
- ③賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて実施する。
- ④都道府県を経由して収税の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込む。
- ⑤2024年から徴収を開始する。

◆森林環境譲与税の創設（2019年から譲与開始）

- ①森林環境税の収入額に相当する額（全額）を、私有林人工林面積・林業就業者数・人口に応じ、市町村（9割）及び都道府県（1割）へ譲与する。
- ②使途は、それぞれ以下の通りとする。
 - ・市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てる。
 - ・都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てる。
- ③使途については、インターネットの利用等の方法により公表する。

豪雨災害に備え農業用ため池の安全確保

近年の台風や線状降水帯等による豪雨や大規模な地震により農業用ため池の被災が多くなっていることから、施設の所有・管理者を明らかにし、役割分担をしっかりと行うため、『農業用ため池管理保全法』が4月19日、成立しました。

法律の主な内容

◆所有等の権利関係の明確化

- ①所有者による都道府県への届出を義務付ける。
- ②都道府県はデータベースの整備を行い、インターネット等で公表する。

◆適正な管理の推進

- ①所有者・管理者による適正管理の努力義務を定める。
- ②適正な管理が行われていない場合、都道府県は所有者・管理者に対し必要な措置を講ずるべき旨を勧告する。
- ③国・自治体は、所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努める。

◆特定農業用ため池

- ①都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定する。
- ②市町村は、ハザードマップを作成する。
- ③所有者等による防災工事の計画届出義務を定めることとし、所有者が行わない場合、都道府県は防災工事の施行命令や代執行を行う。
- ④所有者不明等の場合、市町村が管理権を取得可能。

ドローンの安全確保に向けて

防衛関係施設やラグビーW杯・東京オリパラ大会の各会場等の周辺上空の無人航空機（ドローン）の飛行を原則禁止する『小型無人機等飛行禁止法等改正法』が5月17日、成立しました。

また、『航空法等改正法案』が4月12日に参議院で可決され、今国会中に成立する見込みとなりました。

小型無人機等飛行禁止法等改正法の主な内容

◆ドローンの原則飛行禁止区域の追加

- ①指定された自衛隊・米軍等防衛関係施設、ラグビーW杯・東京オリパラ大会会場等や空港等の周辺上空は原則としてドローンの飛行を禁止する。
- ②周辺上空の飛行には施設管理者（駐屯地司令等）、大会組織委員会、空港管理者の同意が必要。
- ③警察官・海上保安官（自衛隊施設の場合は職務上警護する自衛官）による排除措置が可能。

航空法等改正法案の主な内容

◆ドローン飛行に関する更なる安全性の確保

- ①飲酒時の操縦禁止、飛行前点検、衝突予防、危険な飛行の禁止を、飛行時の遵守事項として追加。
- ②飛行させる者への報告徴収・立入検査制度を新設。

ドローンの乗っ取り・ハッキング対策について

上記の同意のない違法なドローンを禁止区域内に侵入させないのはもちろん、今後は同意があり適法に敷地内を飛行しているドローンに乗っ取り・ハッキングする事案発生への未然防止を進めていかなければなりません。

食品ロス削減を推進

まだ食べられる食品が廃棄される「食品ロス」を削減するため、『食品ロス削減推進法』が5月24日、成立しました。

◆各主体の責務を明確化

- ①国は、食品ロス削減に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- ②地方公共団体は、国等と連携を図り、その地域の特性に応じた食品ロス削減に関する施策を策定し実施する責務を有する。
- ③事業者は、食品ロス削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロス削減について積極的に取り組むよう努める。
- ④消費者や食品ロス削減の重要性を理解し関心を深め、食品ロス削減について自主的に取り組むよう努める。

◆基本方針・計画の策定

- ①国は、食品ロス削減の基本方針を定める。
- ②都道府県・市町村は基本方針等を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努める。

◆基本的施策

- ①国・自治体は、食品ロス削減の普及啓発、実態調査や研究推進を行う。
- ②国・自治体は、事業者等の取組の支援、表彰、情報収集・提供等を行うよう努める。

◆内閣府に食品ロス削減推進会議を設置する。